

国保と 介護保険料

40歳以上の
みなさまへ

(40歳～64歳)

保険料納付は、
平成12年4月分から



国保に加入している40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の介護保険の保険料は、現在の国保の保険税と一括して世帯主の方に納めていただきます。納付の時期、方法は現在と変わりません。

みなさんに納めていただく介護保険料は、1/2を国が負担した残りの額で、次の方法で計算されます。

介護保険料

保険料は
所得割
と
均等割の
合算額です

所得割 : 所得に応じて計算

(世帯に属する第2号被保険者に係る
総所得金額×所得割率 0.78%)

均等割 : 各世帯の該当者数に応じて計算

(世帯に属する第2号被保険者数
×被保険者均等割額 8,000円)

●介護保険料の暫定賦課

介護保険料についても、国保同様4月1日を賦課期日として、賦課することになりますが、前年度の所得が確定する前は、暫定賦課となり、従来の地方税法のルールに従った賦課となります。

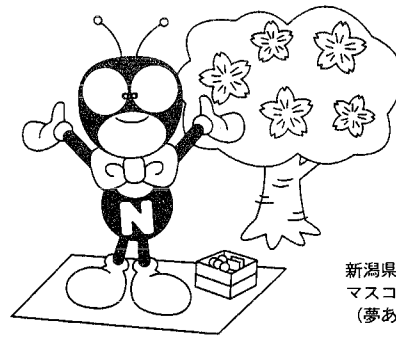
●口座振替の取り扱い

第2号被保険者が属する世帯については、医療給付費分保険税と介護納付金分保険料との合算額が、国保税として一体的に徴収されることとなります。したがって口座振替利用者の方は改めて依頼する必要がなく、国保税として一体的に納めていただくこととなります。

●保険料の納付は期日内に

国保の保険税を滞納した場合にも滞納措置をとることがありますが、介護保険制度においても、「介護保険給付の一時差止め」などの滞納措置をとることがあります。保険料の納め忘れのないようにしましょう。

※ 以上の不明な点は役場税務課住民税係へおたずねください。



新潟県国民年金
マスコットゆめあり
(夢あり)君

ゆめあり通信

国民年金の保険料と 年金額が据え置き になりました

保険料を据置き

現在の社会経済情勢などから、平成十二年度の保険料額は、平成十一年度と同額の月額一万三、三〇〇円に据え置きになりました。付加保険料も今までと同額の四〇〇円です。

ちなみに、平成十一年度においても平成十年度と同額に据え置かれていたため、これだけで三年間同額ということになります。

年金額の維持

公的年金の額については、実質的価値の維持という観点から、物価指数の変動に応じて四月から改定される仕組みとなっております。物価が上がったときは年金額も上がる反面、本来ならば物価が下がれば年金額は下がることとなります。ところで、平成十一年平均

	平成12年度	
	年金額	月額
老齢基礎年金	804,200	67,017
障害基礎年金(1級)	1,005,300	83,775
障害基礎年金(2級)	804,200	67,017
遺族基礎年金(1人)	1,035,600	86,300
老齢福祉年金(全額支給の場合)	412,000	34,333
老齢福祉年金(一部支給停止の場合)	317,300	26,442

の物価指数は、前年比マイナス〇、三％になることが明らかとなりました。このため、完全自動物価スライド制によっている年金等の額については、特段の措置を講じなければ、平成十二年四月分より自動的に〇、三％引き下がることになるところでした。

しかしながら、現下の社会経済情勢等にかんがみ、平成十二年度については、特例として、年金の額を据え置くこととされました。

就職したときは年金手帳を 就職先に提出してください

就職したときは、就職先に年金手帳(または基礎年金番号通知書)を提出してください。原則として二十歳以上の人は年金手帳が交付されています。就職・転職・退職などにより加入する年金制度が変わっても、使用する基礎年金番号(年金手帳または基礎年金番号通知書記載)は一つです。

一つの基礎年金番号を使うことにより、あなたが複数の年金制度に加入しても、それぞれの資格期間が正確に管理されることとなります。

学生の皆さんとご家族の方へ

[学生の納付特例制度ができました]

学生は一般に所得がないため、保険料を自分で納めることが困難でした。そのことにより、平成12(2000)年4月より学生専用の保険料免除(猶予)制度ができました。これは申請することにより保険料が全額免除(猶予)されるというものです。(ただし、学生本人に一定以上の所得があるときは認められない場合があります。)しかし、以下の点に注意が必要です。

- 1) この期間は年金を受けるための必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- 2) 10年以内に追納すると通常に納付したのと同じこととなります。

ご希望の方は学生証又は在学証明書(いつでも写してもOK)を持参のうえ手続きをお願いいたします。
役場住民課国民年金担当 38-3111(内)138番

厚生年金・共済組合		
国民年金(基礎年金)		
(第1号被保険者) 自営業者等	(第3号被保険者) 第2号被保険者の被扶養配偶者	(第2号被保険者) 会社員・公務員等